

住民自主企画活動支援事業

第3回子どものための救急法学習会参加者募集中

と き 10月11日(土)午後1時から午後4時

ところ 児童クラブ室(幾寅)

対 象 町内に居住されている成人の方(お子様連れの参加も可能です)

講 師 富良野消防署南富良野支署 救急救命士(消防普通救命講習)

テーマ 「心肺蘇生方法について」

・救助者への安全や意識不明者への対処など(AEDも使用)

(小児救急も行います)

その他 定員 20名、参加費 無料

申込先および問い合わせ先

子育て支援ボランティアサークル WISH 代表 戎家 麻紀

職場 電話 52 - 2796(串内草地組合) 自宅 電話/FAX 52 - 2266



広報みなみふらの

お知らせ版

2008.9.15

No.171

法人道民税・事業税の申告はインターネットで!

今まで上川支庁に持参、郵送していた法人道民税・事業税の申告が自宅や会社のパソコンからインターネットで行うことができます。利用の開始、くわしい内容は地方税ポータルシステム(e L T A X)ホームページ <http://www.eltax.jp/> をご覧ください。

問い合わせ先

上川支庁地域振興部課税課事業税係 ☎ 0166 - 46 - 5926

平成20年10月1日 住宅・土地統計調査

わが国の住宅・土地の現状を明らかにする最も基本的な統計調査で、昭和23年以来5年ごとに行われており、今回が13回目になります。この調査は、住宅の建て方・規模・構造・設備といった住宅の様子や、そこに住む世帯の構成、住環境、住宅・土地の保有状況などを調べるものです。

調査の対象となる世帯には、9月下旬に調査員がおうかがいします

9月下旬に、一部の世帯に、調査員が調査票の配布にうかがいます。調査員は、市区町村長の推薦に基づき、都道府県知事または市町村長が任命した地方公務員で、都道府県知事が発行した「調査員証」を携帯しています。

お忙しいところ恐縮ですが、調査員がうかがいしましたら、調査の趣旨をご理解いただき、調査票に記入いただきますようよろしくお願いいたします。

個人情報保護は保護されます

「統計法」により、調査員をはじめとする調査関係者が調査票の記入内容を他に漏らしたり、徴税など統計を作る目的以外に調査票を使用することは固く禁じられています。

問い合わせ先 企画課広報統計係 ☎ 52 - 2115

10月1日から10月7日は公正週間です

公正証書は、法律の専門家の公証人が作成する公文書です。

遺言、任意後見、尊厳死、離婚給付、金銭貸借、土地建物貸借など大切な契約を公正証書にしておくことで、トラブルを未然に防ぎ、あなたの生活と財産を守ります。

ご相談は、公正週間に関係なく土曜、日曜、祝日を除き無料で、また、電話でも行っています。

問い合わせ先

旭川市6条通8丁目TR6&ビル5階 旭川公証人合同役場

☎ 0166 - 23 - 0098

「人権心配ごと相談所」

近隣との争い、借地・借家、不動産売買、金銭貸借、学校のいじめ・体罰、不登校児問題などの相談に無料で応じます。

と き 10月2日(木)

午後1時から午後3時

ところ 南富良野情報プラザ
イベントホール

相談員 人権擁護委員
岩原邦雄

住民講座のお知らせ

アクセス上級コース

(定員10名、受講料7,000円)

テーブルの作成とリレーション
設定方法の習得

10月7・9・14・16日(火・木)

18時30分から20時30分

富良野地域人材開発センター

☎ 22 - 2619

平成21年度版道民手帳の斡旋
最新の統計情報や市町村ふるさと
情報などが満載!

価格 600円(税込)

申込み 10月1日までに企画課広

報統計係へ電話(☎ 52 - 2115)

で申込みください。